

製品含有化学物質の管理および  
情報伝達・開示に関するガイダンス  
— 電線・ケーブル版 —

製品含有化学物質管理ガイドライン  
対応ガイダンス

(第6版)

2014年3月7日

一般社団法人 日本電線工業会

一般社団法人 電線総合技術センター

化学物質規制調査研究会

MG-140314-2



2014年3月14日

アーティクルマネジメント推進協議会  
管理ガイドライン作成技術委員会

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）管理ガイドライン作成技術委員会は、以下の文書について、JAMPの理念や製品含有化学物質管理ガイドライン（第3版）等の文書との整合を確認しました。所定の手続きに従い、製品含有化学物質管理ガイドラインの補足文書と同等以上の文書として推奨します。

当該文書は、サプライチェーン全体での製品含有化学物質管理の実践のために有効なものであり、広く活用され、また尊重されることが重要であると考えます。

[推奨の条件]

●推奨する文書

文書名： 製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンス  
－電線・ケーブル版－

製品含有化学物質管理ガイドライン対応ガイダンス

発行者： 一般社団法人 日本電線工業会（内容確認）

一般社団法人 電線総合技術センター 化学物質規制調査研究会（作成・発行）

発行日： 2014年3月7日発行

版数： 第6版

●推奨の依拠とする文書

製品含有化学物質管理ガイドライン（第3版、2013年2月20日発行）

その他の管理ガイドラインに関連する文書（2014年3月14日現在、発行済の文書）

本推奨は、上記の条件におけるものです。推奨文書または依拠文書の改訂等が行われた場合には、本推奨についても確認・見直しが行われます。

本書に記載された情報の利用にあたっては各自の判断に基づき行うものとし、アーティクルマネジメント推進協議会はそれによって生じた一切の損害については責任を負いかねます。

# 目次

1. まえがき	2
2. 適用範囲	2
3. 参照規格類、関連書類及び用語解説	4
4. 成形品に含有される化学物質の管理に関して	6
4. 1 電線業界としての基本姿勢	6
4. 2 自社での確認方法	6
4.2.1 化学物質管理状況の確認方法	6
4.2.2 チェックシートの実施単位・確認頻度	6
4.2.3 チェックシートの設問フラグの使用法	6
4.2.4 適合の判定	7
4.2.5 自己適合宣言	7
4. 3 川上メーカーへの確認方法	7
4.3.1 化学物質管理状況の回答要求方法	7
4.3.2 チェックシートの実施単位	7
4.3.3 チェックシートの確認頻度	7
4.3.4 チェックシートの設問フラグの使用法	7
4.3.5 適合の判定	7
4.3.6 判定結果及びフォロー	8
4. 4 川下ユーザーへの対応方法	8
4.4.1 化学物質の管理状況の回答方法	8
4.4.2 適合の判定方法	8
4.4.3 記録	8
4. 5 チェックシートの保管	8
5. 成形品に含有される化学物質の情報伝達に関して	9
5. 1 電線業界としての基本姿勢	9
5. 2 対応手順	9
5.2.1 報告物質情報の収集	9
5.2.2 AIS の作成	10
5.2.3 AIS の提出・保管・維持	10
6. その他	11
6. 1 守秘契約等について	11
6. 2 情報要求について	11
6. 3 安全に関する情報収集	11

## 1. まえがき

2007年に発効されたREACH規則に対応して、電線業界として統一的な対応をすることを目的とした対応ガイダンスを作成し、成形品に含有される化学物質の情報伝達方法の対応手順の業界内外への普及を進めてきた。

2012年8月には企業各社が取り組むべき化学物質管理の要件をまとめた「JIS Z 7201（製品含有化学物質管理-原則及び指針）」が公開され、2013年2月にはJAMPやJGPSSIを含む協働検討会メンバー6団体によって、本JISに準拠した「製品含有化学物質管理ガイドライン(第3版)」が発行された。

2013年1月にはRoHS(II)〔2011/65/EU〕が発行され、同規格の運用整合規格EN50581により化学物質リスク管理が強く要求されるようになり、サプライチェーンにおける対応がますます重要になった。

このような背景から、本ガイダンスは電線業界として化学物質の情報伝達(MSDSplusやAIS等のやり取り)における電線業界の対応方法、化学物質の管理方法及び製品含有化学物質管理ガイドライン付属書のチェックシートの運用方法について記載したもので、化学物質管理や情報伝達の維持がスムーズに出来るようにすることを目的としている。

## 2. 適用範囲

本ガイダンスは化学物質情報伝達の対応方法、化学物質管理方法及び製品含有化学物質管理ガイドライン付属書の実施項目一覧表兼チェックシート(以下チェックシート)の運用方法について適用する。

### (1) 対象製品

- ・電線、ケーブル
- ・コネクタ付きコード
- ・ワイヤーハーネス(組み電線)

[特記1：原材料、部材等を単独で欧州に輸出する場合]

下記原材料、部材等を単独で欧州に輸出するような事例は適用範囲外として個別に各社で対応する。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・原材料(ゴム、PE、PVC等)</li><li>・電線用部材(インク等)</li><li>・接続用部材(接着剤等)</li></ul> | } → 「物質」または「混合物(調剤)」に分類されるため、別途、REACH規則における「登録」等の対応が必要。 |
|--|---|

[特記2：梱包材について]

梱包材についても適用範囲外とし、JAMPガイダンス「製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンスー輸送包装ー」を参考に、個別に各社で対応するものとする。

### (2) 対象工程

図2.1は電線・ケーブルの製造からコネクタ接続までの工程例を示す一例であり、すべての電線には当てはまるわけではない。本ガイダンスでは完成品を川下ユーザー(顧客)に供給することを想定している。

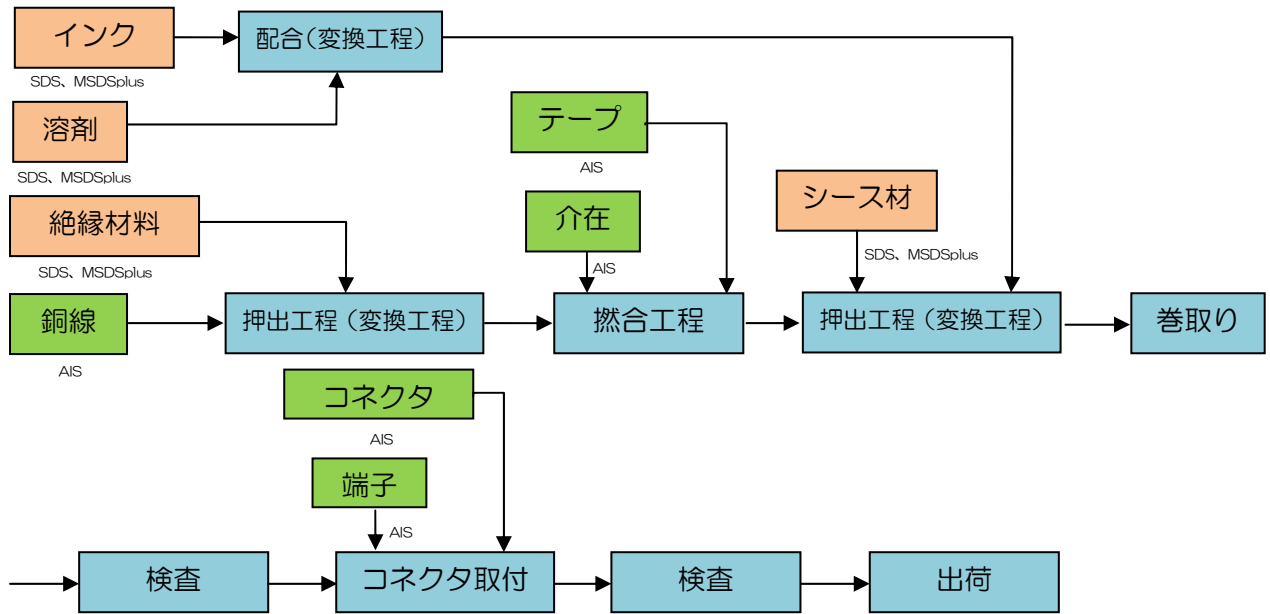


図 2.1 電線・ケーブルの製造から出荷までの工程例

### 3. 参照規格類、関連書類及び用語解説

(1)本ガイダンスで参照している規格類及び関連書類を表 3-1 に示す。最新版を都度確認すること。

表 3-1 ガイダンスの参照規格及び関連書類

名 称	版 数	出 典	
製品含有化学物質管理ガイドライン	第3版	JAMP	
製品含有化学物質管理ガイドライン・附属書 実施項目兼チェックシート	第3版		
JAMP 管理対象物質	最新版を参照		
JAMP 物質用途リスト			
JAMP 材質分類リスト			
JAMP MSDSplus			
JAMP AIS			
JAMP AIS・MSDSplus 解説書			
JAMP 管理対象物質 説明書			
JAMP MSDSplus 入力支援ツール 操作説明書			
成形品に含まれる物質に関する要求事項についてのガイダンス			ECHA
製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンスー輸送包装ー			JAMP
製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンスー商社ー			
製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンス 成形工程ー熱可塑性樹脂の射出成形工程ー			
製品含有化学物質管ー原則及び指針	JIS Z 7201:2012	日本規格協会	
マネジメントシステム関連	JIS Q 9001:2008 等 JIS Q 14001:2004 等 ISO GUIDE 72:2001 ISO 19011:2011		

(2) 本ガイダンスと JIS で共通で使用される用語を表 3-2 に示す。また本ガイダンスと JIS で別々な名称で使用される用語を表 3-3 に示す。

(3) その他の用語解説を付表 1 に示す。

表 3-2 本ガイダンスと JIS で共通に使用される用語

用語	意味
化学物質 (chemical substance)	天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物。
化学品 (chemical product)	化学物質及び／又は混合物。
完成品 (end product)	化学品及び／又は部品を組み合わせたたり、加工したりして製造した最終の成形品。
業界基準 (industry criteria)	各産業が構成する団体が作成し、かつ公表している製品含有化学物質の管理に関する基準。
混合物 (mixture)	2 つ以上の化学物質を混合したもの。電線用材料ではインク、樹脂ペレット等。
サプライチェーン (supply chain)	供給者及び顧客の連鎖。
成形品 (article)	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。
製品 (product)	組織がその活動の結果として、顧客に引き渡す化学品、部品及び完成品。
製品含有化学物質 (chemical substances in products)	製品中に含有されることが把握される化学物質。
製品含有化学物質管理基準 (management criteria for chemical substances in products)	製品含有化学物質に関する法規制及び業界基準に基づいて、組織が定めた基準。 注記 1 製品含有化学物質管理基準は、顧客から順守する必要があると連絡された法規制及び組織と顧客との間で採用を合意した顧客の業界基準を含む。 注記 2 一般的には、管理対象とする物質のリスト、管理レベル (含有禁止、情報管理など)、適用範囲などの事項が含まれると考えられる。
製品含有化学物質情報 (information of chemical substances in products)	製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に関わる情報。
組織 (organization)	責任、権限及び相互関係が取り決められている人々及び施設の集まり。
適合 (conformity)	製品含有化学物質に関わる製品の適合とは、製品含有化学物質基準を満たすこと。本ガイドラインに基づいた製品含有化学物質の管理体制の評価における適合とは、実施項目に適合していること。
部品 (part)	完成品に至るまでの成形品
不適合 (nonconformity)	製品含有化学物質管理基準を満たしていないこと。

表 3-3 本ガイダンスと JIS で別々の名称で使用される用語

本ガイダンスの用語	JIS の用語
川上メーカー	供給者 (supplier)
川下ユーザー	顧客 (customer)

## 4. 成形品に含有される化学物質の管理に関して

### 4. 1 電線業界としての基本姿勢

成形品に含有される化学物質の管理に関する電線業界としての基本姿勢について以下に示す。

- (1) 化学物質の管理の基本的な考え方は JIS Z 7201 に準拠する製品含有化学物質ガイドラインに従う。
- (2) 自組織や川上メーカーの化学物質の管理の「評価」にはチェックシートを使用する。
- (3) 川下ユーザーに対する化学物質の管理状況についての報告はチェックシートで回答する。

#### [補足]

- 1) 化学物質管理に関して各社が構築している品質管理、環境管理等のマネジメントシステムを活用することを推奨する。
- 2) 川上メーカーにはチェックシートでの回答を要求し、法的要求のない限り分析結果等のエビデンスを要求しない。
- 3) 含有が禁止や制限をされている化学物質を他の製品の製造のために使用する場合は、保管場所、製造場所、製造装置等を分け、混入しないように注意する。
- 4) 企業機密の保護に十分配慮する。

### 4. 2 自社での確認方法

#### 4.2.1 化学物質管理状況の確認方法

- (1) 自社の化学物質管理状況についてはチェックシートを使用して判定する。
- (2) チェックシートの判定については複数で行い、責任者が最終確認をする。
- (3) チェックシートの判定結果についてはフィードバックを行い、改善する。

#### 4.2.2 チェックシートの実施単位・確認頻度

- (1) チェックシートの確認頻度は、品質管理、環境管理等のマネジメントシステムで規定されている場合にはその規定に従う。特に無ければ自社で決定する。
- (2) 製品の新規開発や工程・材料変更等がある場合はその都度確認を行う。

#### 4.2.3 チェックシートの設問フラグの使用方法

設問フラグの使用方法について以下に示す。

- (1) 設問フラグは表4-1の2つの区分から構成される。設問内容から設問フラグを選択する。

表4-1 チェックシートの設問の区分

区分	内容
STEP1	<ul style="list-style-type: none"><li>・ JIS Z 7201:2012 をベースにした設問</li><li>・ 製品含有化学物質管理の仕組みにおける基本的な管理要件</li><li>・ 確実かつ効率的に製品含有化学物質を管理するために構築・維持すべき管理体制 (STEP2) に向けてのマイルストーン</li></ul>
STEP2	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 供給者による取り組みのアピールや顧客要求として具体化した設問</li><li>・ 確実かつ効率的に製品含有化学物質を管理するための管理体制の要件群</li></ul>

製品含有化学物質管理ガイドライン第3版 (P-27 表5-1) より抜粋



- (2) 組織の化学物質の管理状況を判断して、明らかに該当しない場合に設問フラグを外し、必要以上に設問フラグの数を増やさないようにする。

#### 4.2.4 適合の判定

設問フラグの判定方法・基準について表 4-2 に従い判定する。

表 4-2 各種実施項目への適合判定基準

判定	基準
適合	設問の内容に対してルールに基づいた運用が適切に行われている。
準適合	設問の内容を実質的に満足する管理が実施されているが、ルール又は運用の一部に不備がある。
不適合	設問に対応したルールがない、及び／又は運用されていない。

非該当	実施項目が組織の製品含有化学物質管理の対象に該当しない。
-----	------------------------------

製品含有化学物質管理ガイドライン第3版 (P-27 表 5-2)より抜粋

#### 4.2.5 自己適合宣言

自己適合宣言について以下に示す。

- (1) 自己評価の結果で STEP1 の「実施項目」の該当項目が全て「適合」の場合、自己適合宣言をすることが出来る。
- (2) (1) で適合の場合、自己適合宣言書を作成し自社の HP 等で公開することができる。

### 4. 3 川上メーカーへの確認方法

#### 4.3.1 化学物質管理状況の回答要求方法

川上メーカーに対してチェックシートでの回答を要求し、法的要求のない限り、分析結果等のエビデンスを要求しない。

#### 4.3.2 チェックシートの実施単位

会社（事業所、工場）、グループ又は製品等の単位でチェックシートの判定を行い、回答を得る。

#### 4.3.3 チェックシートの確認頻度

チェックシートの確認頻度は、品質管理、環境管理等のマネジメントシステムで規定されている場合にはその規定に従う。特に無ければ自社で決定する。

#### 4.3.4 チェックシートの設問フラグの使用方法

設問フラグの使用方法について以下に示す。

- (1) 設問フラグは表 4-1 チェックシートの設問の区分の 2 つの STEP から構成される。設問内容から設問フラグを選択する。
- (2) 川上メーカーの化学物質の管理状況を判断して、明らかに該当しない場合は設問フラグを外し、必要以上に設問フラグの数を増やさないようにする。

#### 4.3.5 適合の判定

設問フラグの判定方法・基準については表 4-2 に従い判定する。

#### 4.3.6 判定結果及びフォロー

判定結果及びフォローについて以下に示す。

- (1) 入手したチェックシートの回答書の判定については複数で行い、最終的に責任者が確認する。自己評価の結果と判定結果に相違がある場合はその理由を明確にする。
- (2) 判定結果は写しを返送する。その時に判定結果について説明を行い、承諾を得る。

[補足]

チェックシートの判定結果に対して川上メーカーとコミュニケーションを取る。

#### 4. 4 川下ユーザーへの対応方法

##### 4.4.1 化学物質の管理状況の回答方法

- (1) 化学物質の管理状況についてはチェックシートを用いて回答する。
- (2) チェックシートの判定については複数で行い、責任者が最終確認をする。

[補足]

チェックシートの運用については川下ユーザーとコミュニケーションを取る。

##### 4.4.2 適合の判定方法

適合評価の判定方法・基準については表 4-2 に従い判定する。

##### 4.4.3 記録

判定根拠はなるべく定量的に行い、記録に残す。

#### 4. 5 チェックシートの保管

提出又は入手した情報は一定期間保管する。保管期間は各社の規定による。

## 5. 成形品に含有される化学物質の情報伝達に関して

### 5. 1 電線業界としての基本姿勢

成形品に含有される化学物質の情報伝達に関する電線業界としての基本姿勢について以下に示す。

- (1) 購入部材の製品含有物質情報は、川上メーカーから入手した SDS、MSDSplus および AIS 等の記載情報とする。
- (2) 川下ユーザーからの要求に対しては AIS 等を用いて回答する。
- (3) 川下ユーザーの要求の有無によらず、物質の含有を確認する分析は法的要求がない限り原則として行なわない。

[補足]

- 1) 川上メーカーには化学物質および混合物（調剤）の場合には SDS および MSDSplus 等、また成形品などの場合は AIS 等を要求する。
- 2) 川上メーカーから入手した情報など自社が把握している情報や、自社で保有・蓄積している知見などを加えて、川下ユーザーに伝達する。また加工段階での量の変化や反応による物質の変化（例えば、塗料、接着剤、架橋剤など）の扱いについては自社が保有する知見に基づき判断する。
- 3) 物質の含有を確認する分析は法的要求がない限り行なわず、自社が把握している化学的知見、化学物質の管理状況に基づき判断して報告を行なう。
- 4) 含有が禁止や制限されている化学物質を他の製品で使用する場合は、保管場所、製造場所、製造装置等を分け、混入しないよう注意する。

### 5. 2 対応手順

#### 5.2.1 報告物質情報の収集

AIS に記述する情報の収集方法について以下に示す。

- (1) 製品（電線）設計書、図面、部品表などから対象製品の構造、使用材料、使用量等を把握する。  
※原材料、電線用部材、接続用部材等、当該製品に使用される全ての構成材料を対象とする。
- (2) 各使用材料の SDS、MSDSplus または AIS 等入手し、報告物質および含有量を把握する。

[補足]

- 1) 意図して添加（使用）した物質と何らかの方法で含有する情報が既知である物質を記載する。
- 2) 川上メーカーには必要な情報を含んだ SDS、MSDSplus 及び AIS 等を提出するよう要求する。ただし秘密情報やノウハウに関しては守秘契約など各社個別に対応する。MSDSplus については「製品中に管理対象物質を『意図して添加している』または『何らかの方法で含有が既知』という情報がある場合について情報提供」をお願いする。**情報を受け取る側で多くの川上メーカーからの情報を集めて AIS 等を作成する作業を円滑かつ速やかに行なうために、なるべく速やかにその時点で知りえている情報に基づいて MSDSplus 等を作成して情報を伝達するように、川上メーカーに求める。**

## 5.2.2 AIS の作成

AIS の作成方法について以下に示す。

- (1) 入力手順は JAMP 発行の“JAMP AIS 作成手順書”および“JAMP AIS 入力支援ツール操作説明書”に従う。本ガイダンス附属書“AIS 作成マニュアル”も参照のこと。
- (2) 「材質分類」については“JAMP AIS 材質分類リスト”を参照すること。
- (3) 入手した SDS、MSDSplus や AIS 等の記載情報に自社で保有・蓄積している知見などを加えて、適切に記述する。成形品については AIS 等の記載情報に基づくものとする。
- (4) シース等の混合物の SDS や MSDSplus 等の記載情報と製造工程に応じて、自社で新たな AIS を作成する。この場合、変換工程における化学変化等を考慮する。
- (5) 電線のマーキングに関しては有機溶剤の気化等を考慮する。

[補足]

- 1) 構成要素毎の報告は成形品単位ではなく、均質材質で判定する。
- 2) 用途や名称等は川下ユーザーでの材質や使用用途の理解を助け、リサイクルや環境配慮を検討する情報として活用できるようにする。
- 3) 入力データを集計し、製品中の報告物質名・濃度等を確認の上、「組成成分情報に関する宣言」に適切なものを選択する。
- 4) 当該製品に報告物質が全く無かった場合、「報告物質が無い」のか、「不明なので未記入」なのかを明示的に示すため、上記宣言を使用する。
- 5) 変換工程における化学変化に関しては自社が保有する知見に基づき判断する。

## 5.2.3 AIS の提出・保管・維持

AIS の提出・保管・維持について以下に示す。

- (1) AIS の提出は事前に川下ユーザーと提出形態（基本的には XML ファイル（電子データ）を確認して対処する。
- (2) AIS は適切に保管するとともに内容に変更があれば適宜改訂し管理する。
- (3) 提出した AIS の保管期間は各社の規定に従う。

[補足]

- 1) AIS のデータは必ず受取側で転載されるので、記述内容のプロテクトは基本的に不可能である。従って AIS を提出する際には XML ファイルを“書き込み禁止”にするなどの処置をする。
- 2) AIS 入力支援ツールでは AIS データを一定の書式で印刷することはできない。AIS が XML ファイル（電子データ）の形で情報伝達されることを期待する。

## 6. その他

### 6. 1 守秘契約等について

川上メーカーからの情報開示が守秘契約に基づくもの、あるいは川上メーカーから情報伝達の制限を受けているものである場合、川下ユーザーへの開示範囲は川上メーカーとの十分な議論と確認が必要である。また AIS に開示したくない情報（製造工程に関する秘密情報や使用材料自体がノウハウである場合など）を含む場合は、提出先との十分な事前協議が必要である。

（川下ユーザーとの守秘契約の締結が望ましい。）

### 6. 2 情報要求について

川下ユーザーから情報提供の要求があった場合に迅速に対応できるよう、根拠となる SDS、MSDSplus や AIS 等の情報を準備しておく。

### 6. 3 安全に関する情報収集

川下ユーザーから用途、条件等の情報を収集し、それが想定する使用範囲を逸脱する場合は、製品が安全に使用されるよう情報発信すること。また、自社や川下ユーザーでの用途が川上メーカーに暴露シナリオとして想定されていない場合は、川上メーカーへ情報発信すること。

以 上

## 自己宣言書作成例

### 製品含有化学物質管理ガイドラインに基づく自己適合宣言書

1. 番号 : 000000000
2. 発行者の名称 : 一般社団法人 電線総合技術センター  
発行者の住所 : 静岡県浜松市北区新都田 1 丁目 4 番地 4 号
3. 宣言の対象 : 会社の製品含有化学物質管理体制
4. 上記宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合している。  
文書名 : 製品含有化学物質管理ガイドライン  
版数 : 第 3.0 版  
発行日 : 2014 年 2 月 \* \* 日  
発行者 : アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP)
5. 追加情報  
確認方法 : 実施項目一覧表兼チェックシート (第 3.00 版) を用いた内部監査 (2013 年 XX 月実施) の結果に基づき、適合を確認した。  
その他 :
6. 代表者又は代理者の署名  
氏名 : ○○○○  
役職名 : センター長
- 署名
7. 発行場所及び発行日  
発行場所 : 静岡県浜松市北区新都田 1 丁目 4 番地 4 号  
発行日 : 2014 年 7 月 12 日  
更新日 : 年 月 日 (任意)
8. 本宣言に関する問い合わせ先  
氏名 : 谷本 一浩  
所属部署 : 研究開発グループ  
電話番号 : 053-428-4684  
E-mail : tanimoto@jectec.or.jp

付表 1. 用語解説

用語	意味
成形品に含まれる物質に関する要求事項についてのガイダンス (第2版) (2011年4月発行)	Guidance on requirements for substances in articles REACH 規則のガイダンスの 1 つ。成形品の定義と物質・混合物(調剤)との区分、意図的放出の解釈、SVHC 濃度の決定等が記載されている。 (2008年5月版が公開されるまでは“RIP3.8”というプロジェクト名で呼称されたモノ)( <a href="http://reach.jrc.it/docs/guidance_document/articles_en.pdf">http://reach.jrc.it/docs/guidance_document/articles_en.pdf</a> )
認可対象候補物質 (SVHC)	<b>Substances of Very High Concern</b> REACH 規則 59 条の手続きにより定められる物質であり、REACH 規則 57 条で規定される特性(重篤な、「発癌性、変異原性、生殖毒性、難分解性、生物蓄積性、毒性など」が懸念される特性)を持つ物質から選定される。 この中から認可対象物質が選定される。SVHC が公表された段階から、「成形品中に SVHC を含有する場合はその情報等を受領者に伝達しなければならない」などの義務が発生する。「高懸念物質」と訳される場合もある。
CAS 番号 (CAS Number)	米国化学会(American Chemical Society)の一部門である化学情報サービス機関( <b>C</b> hemical <b>A</b> bstracts <b>S</b> ervice : CAS)が、化学物質に付与している番号。
CLP 規則 付属書 VI Table 3.2 CMR-Cat. 1、2	REGULATION(EC) No.1272/2008 <b>C</b> lassification, <b>L</b> abeling and <b>P</b> ackaging of substances and mixtures 物質と混合物(調剤)の分類、表示、包装に関する規制。67/548/EEC の付属書 I を引き継ぎ、発がん性(C)、変異原性(M)、生殖毒性(R)の Category 1 又は Category 2 に分類された物質が収載されている。これらの物質は REACH 規則 57 条で認可対象物質の要件を有するものとされている。
ECHA	<b>E</b> uropean <b>C</b> hemicals <b>A</b> gency (欧州化学品庁)
ELV 指令	<b>E</b> nd-of-Life <b>V</b> ehicles 「耐用年数に達した車両に関する指令」(2000/53/EC)
ESIS PBT	EU が PBT (Persistent Bioaccumulative and Toxic 難分解性、生体蓄積性及び毒性)や vPvB (very Persistent and very Bioaccumulative 極めて難分解性で高い生体蓄積性)などに該当すると判定した物質。ESIS (European chemical Substances Information System) の PBT リストとして公開されている。
GADSL	<b>G</b> lobal <b>A</b> utomotive <b>D</b> eclarable <b>S</b> ubstance <b>L</b> ist 全世界の自動車メーカーにおける申告対象物質の統一化を目標に日欧米 3 極の化学工業会、自動車部品工業会・自動車工業会の共同で作成された IMDS で使用されている申告物質リスト。
IEC	<b>I</b> nternational <b>E</b> lectrotechnical <b>C</b> ommission (国際電気標準会議) 電気工学、電子工学、および関連した技術を扱う国際的な標準化団体である。
IMDS	<b>I</b> nternational <b>M</b> aterial <b>D</b> ata <b>S</b> ystem 自動車を構成する材料および含有物質情報を収集するためのシステムで、欧州の ELV 指令に対応するため、1998 年に欧米の自動車メーカー 8 社及び EDS 社の共同プロジェクトにより開発された。
JAMP	<b>J</b> oint <b>A</b> rticle <b>M</b> anagement <b>P</b> romotion-consortium (アティクルマネジメント推進協議会) サプライチェーンにおける製品含有化学物質の適正な管理及び円滑な情報の開示を促進し、もって産業の国際的な競争力確保に寄与することを目的とし、①製品含有化学物質管理ガイドラインの作成・検証、②AIS の作成・検証、③管理ガイドラインおよび AIS の普及、④製品含有化学物質情報基盤の整備および推進、等に取り組んでいる組織。
JAMP AIS ※本文中、AIS と略す	JAMP が作成した成型品が含有する化学物質情報を開示・伝達するための情報記述フォーマット。“アティクル情報記述シート ( <b>A</b> rticle <b>I</b> nformation <b>S</b> heet)” ( <a href="http://www.jamp-info.com/glais/">http://www.jamp-info.com/glais/</a> )
JAMP MSDSplus ※本文中、MSDSplus と略す	JAMP が作成した化学物質および混合物(調剤)に関し SDS を補完して、AIS を作成するために必要な、化学物質情報を伝達するための情報記述フォーマット。 ( <a href="http://www.jamp-info.com/glmsds/">http://www.jamp-info.com/glmsds/</a> )

用語	意味
POP s 規則	<b>Persistent Organic Pollutants</b> （残留性有機汚染物質）。 環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を条約締結国が協調して行う規定。 (ストックホルム条約)
REACH 規則	REGULATION (EC) No.1907/2006 <b>Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals</b> (化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する欧州規則)
REACH 規則 付属書XVII	76/769/EEC「ある種の危険な物質および調剤の上市と使用の制限に関する指令」を引き継いだ、制限対象物質リスト。
RoHS 指令	<b>Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment</b> 「電気および電子機器へのある種の有害性物質の使用の制限に関する指令」 RoHS : (2002/95/EC) 2013年1月2日まで有効 RoHS2 : (2011/65/EU) 2013年1月3日より有効
SDS	<b>Safety Data Sheet</b> (安全データシート) 化学物質を扱う事業者に対して、環境と健康の保護及び作業上の安全に関する必要な措置をとることができるように作成され・提供される書面。労働安全衛生法(安衛法)・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法、いわゆる PRTR 法)・毒物及び劇物取締法(毒劇法)で SDS の提供が義務化されている。日本では MSDS と呼ばれてきたが、2012年、GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)対応の結果、名称が SDS に変更された。

#### 改訂履歴

- 2008.11.20 初版 電線工業会 総合政策部会で承認され発行。
- 2008.12.24 第2版 JAMP MSDSplus および AIS が ver.2.0 から ver.3.0 に改訂されたので、これに対応。  
JAMP 管理ガイド委員会からの初版に対する意見に対応 (JAMP 意見書を参照)
- 2009.03.27 第3版 JAMP 管理ガイド委員会の審議結果に対応し、“業界としての基本姿勢”の表現を変更 (第5回 REACH 研究会資料参照) JAMP 推奨の取得
- 2010.10.08 第4版 SVHC が増えたことによる JAMP 管理対象物質や JAMP MSDSplus、JAMP AIS の改訂に伴い、本ガイダンスも改訂する。  
CLP 規則を引用することに伴い、“調剤” ⇒ “混合物 (調剤)” と併記する。  
梱包材は本ガイダンスの適用範囲外とし、“JAMP ガイダンス参照”とする。
- 2012.01.25 第5版 JAMP MSDSplus および AIS が Ver.4.0 に改訂されたので、これに対応。
- 2014.03.07 第6版 JAMP 製品含有化学物質管理ガイドライン第3版への改訂に伴い、全面改訂した。

#### 内容確認

一般社団法人 日本電線工業会

#### 作成・発行

一般社団法人 電線総合技術センター 化学物質規制調査研究会